

東京目黒ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、理事で構成される。

第3条 選挙と任期

- 第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事候補者を立てることができる。クラブ会長、パスト会長による指名委員会または会員のいずれか一方または双方が候補者を立てることができる。
- 第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。
- 第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。
- 第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。
- 第5節 各役職の任期は7月1日に始まる12カ月間とする。

第4条 理事会の任務

- 第1節 会長 クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。
- 第2節 直前会長 理事となり、クラブ長期計画委員長を務める
- 第3節 会長エレクト 会長就任に向けて準備し、米山記念奨学委員長、ロータリー財団委員長を兼務し理事を務める。
- 第4節 理事 クラブの会合と理事会の会合に出席する。
- 第5節 幹事 クラブの会員と出席について記録をつける。
- 第6節 会計 すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。
- 第7節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

第5条 会合

- 第1節 年次総会 12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度クラブ会長エレクト指名の理事を承認または選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、毎週 木曜日 12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 入会金と会費

第1節 入会承認に先立って入会金10万円を納入するものとする。

第2節 会費は、RI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は34万円とする。会費は、理事会により定められたクラブの方針に従って支払うものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。各クラブは、以下の委員会を設けるべきである。

- ・ クラブ管理運営
- ・ 会員増強
- ・ 広報
- ・ ロータリー財団
- ・ 奉仕プロジェクト

第2節 必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するよういかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。